

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ・株主の権利を尊重し、その平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
- ・顧客、従業員、地域社会等、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ・適切な情報開示(非財務情報を含む)や株主との対話を通じて、経営の透明性確保に努めます。
- ・取締役会及び監査役(監査役会)の役割・責務を明確にするとともに、独立性の高い社外役員の活用等により、コーポレートガバナンスの実効性向上に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 . 議決権の電子投票制度】

当社は、外国人株主の利便性を考慮し、招集通知(狭義の招集通知・参考書類)、決算短信及び中期経営計画の英訳をホームページで開示しております。

議決権の電子投票制度については、主たる利用者と想定される外国人株主及び機関投資家の議決権行使率が高く、導入メリットが限定的だと考えられることから、現在のところ導入を見送っております。

今後、外国人株主及び機関投資家の比率・ニーズ等を勘案しながら、導入するか否かを判断いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

「政策保有に関する方針」

事業を拡大し、持続的な発展により企業価値を高めていくためには、販売・生産・資金調達等において様々な取引先との協力関係が必要です。当社は、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策的に必要であると判断する株式については保有していく方針です。

保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。

「政策保有株式に係る検証の内容」

政策保有株式については、取締役会において、その保有目的、その他考慮すべき事情等を総合的に勘案した上で、保有の要否を判断しております。

検証の結果、保有を継続すると判断した銘柄については、有価証券報告書において、特定投資株式として、その保有株数・保有目的を開示しております。

「政策保有株式に係る議決権行使基準」

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を把握した上で、中長期的な企業価値の向上に資するか否かの視点に立って判断しております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、役員及び主要な子会社の代表取締役に対して、年一回、関連当事者間取引の有無について書面により確認を行い、必要に応じ注記事項として開示しております。

また、利益相反取引(役員兼務会社間の取引等)を行う場合は、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、各種研修への参加等により人材育成を図るとともに、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングすることを通じて、今後も積立金の適切な運用環境の整備に努めてまいります。

また、企業年金の受益者との間において利益相反が生じ得る場合、適切な手続を踏むことにより、管理いたします。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 経営理念・経営計画

「経営理念」

当社は、「世界の人々の心豊かな空間環境づくりに貢献する」ことが使命であるとの考えのもと、以下のとおり経営理念を定めております。

< 東リグループ経営理念 >

私たちは「信頼」を糧として新たな価値を創造し、世界の人々の心豊かな空間環境づくりに貢献します。

< 東リグループバリュー >

1. 「確かな品質と技術」を信頼に繋げる。
2. 「お客様目線のモノづくり」で共創の精神を貫く。
3. 「グローバルな進化」を目指す。

「経営計画」

当社グループは、フレキシビリティと強靭さを兼ね備えた事業構造への変革を実現すべく、6か年の中期経営計画『SHINKA-100』を策定し、成長戦略を推進しております。

フェーズ（2015～2017年度）では、重点戦略として3つの「SHINKA」を掲げ、各取組み施策を推し進めてまいりました。当社『創業百年』（2019年度）の節目を挟むフェーズ（2018～2020年度）では、3つの「SHINKA」を更にバージョンアップし、グループ丸となって成長戦略を推し進め、「百年の先」に向けた更なる発展性を追求してまいります。

（詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.toli.co.jp/ir/pdf/shinka-100.pdf>）

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「I. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

本報告書「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任の理由については、株主総会招集通知により開示するなど、必要に応じて適宜開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令、定款及び当社「取締役会規則」「取締役会付議基準内規」「組織・業務分掌及び権限規程」の定めるところにより、経営戦略・計画その他当社経営に関する重要な意思決定を行っております。

上記以外の意思決定については、原則として代表取締役社長又は当該業務の担当取締役・執行役員に権限移譲しております。また、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、経営会議での事前協議や、執行役員会での業務報告及びそれに対する助言・勧告を行っており、取締役会はそれらの会議体及び取締役・執行役員の職務執行状況を監督しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「II. 1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会の構成等に関する考え方】

取締役会は、適切かつ迅速な意思決定や業務執行の監督等、その役割・責務を果たすため、性別・年齢等にかかわらず、知識・経験・能力のバランスを踏まえ、多様性と適正規模（定款に定める10名以内）を両立させる形で構成いたします。

また、経営に対する監視機能の実効性を確保するため、独立性の高い社外役員の活用に努めます。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役・監査役の兼任状況】

他社役員との兼任は当社の職務遂行に支障を生じない範囲に限るものといたします。

また、取締役、監査役及びその候補者の「重要な兼職」の状況は、事業報告及び株主総会招集通知において、毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会の実効性に関する分析・評価】

当社は、社外役員の意見を踏まえた上で、取締役会において個々の取締役の自己評価も含めその構成・運営等に関する議論を行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しました。

その結果（概要）は以下のとおりです。

- ・取締役会は、適切かつ迅速な意思決定や業務執行の監督等、その役割・責務を果たすにあたり適切な構成・人数です。
- ・毎月1回開催される定例取締役会、及び必要に応じて適宜開催される臨時取締役会において、取締役会規則等に基づき選定された重要案件を漏れなく適時・適切に審議しております。
- ・各取締役にに対し、適宜、議案を審議・判断するにあたり必要十分な資料・情報が提供されております。
- ・各取締役の取締役会への出席率は良好であり、適切な議論を経て意思決定を行っております。
- ・社外役員は、その豊富な経験や専門的な知識に基づき、適宜、助言・提言を行い、議論を活性化しております。
- ・取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置・運営し、役員の指名及び報酬の決定に際してその客観性と透明性の確保に努めております。
- ・課題である「当社事業に対する社外役員の理解促進」につきましては、取締役会資料の充実、事前配付の徹底に努め、重要案件については数回に亘って取締役会に付議するとともに必要に応じて事前説明を行うなど、その理解促進に向けた取組みを推進いたしました。
- ・引き続き、情報共有・理解促進に向けた工夫・改善に取組み、取締役会全体の更なる実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役に対し、業務上必要な知識の習得や能力の向上、自己啓発等を目的として、様々な研修機会を斡旋・提供し、参加を推奨しております。

また、その費用については、社内規程等に基づき、当社にて負担しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、以下の方針に基づき、株主との建設的な対話を促進し、株主からの信頼及び適切な評価を得る事を目指してまいります。

- ・株主との対話については、代表取締役社長及びIR担当取締役が統括し、適宜、その実現に努めます。
- ・IR担当取締役、経営企画、経理財務、法務、広報企画、監査部門等からなるIR・CG推進委員会を設置し、情報開示及び株主との対話に関する連携体制を整備しております。
- ・決算説明会を実施するなど、株主との建設的な対話の充実に努めます。
- ・IR担当取締役は、株主からの意見・要望・関心・懸念事項等を必要に応じて他の取締役へフィードバックし、情報の共有に努めます。
- ・インサイダー情報については、「東リグループインサイダー取引管理規程」に基づき、適切に管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	3,641,790	5.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,864,400	4.68
株式会社トクヤマ	2,780,278	4.54
双日株式会社	2,532,100	4.14
東親会持株会	1,796,487	2.94
株式会社三菱UFJ銀行	1,777,291	2.90
三信株式会社	1,730,000	2.83
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	1,555,200	2.54
帝人フロンティア株式会社	1,489,484	2.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,485,753	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横田 絵理	学者													
今崎 恭生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田 絵理			大学教授としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性が保たれていると判断していることから、独立役員に指定しております。

今崎 恭生	<p>(e)今崎 恭生氏は、2005年6月まで株式会社UFJ銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者として在任しておりました。なお、当社は同銀行との間で、資金調達・預金・為替等の銀行取引を行っており、当社の連結総資産に占める同行からの借入金の比率(2020年3月31日時点)は、3.2%です。</p> <p>(h)今崎 恭生氏は、東洋プロパティ株式会社の出身者です。当社は同社との間で、不動産仲介、ゴルフ場事業に係る取引を行っておりますが、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p> <p>(h)今崎 恭生氏は、株式会社ジェーシービーの出身者です。当社は同社との間で、クレジット取引を行っておりますが、その取引の性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p> <p>(h)今崎 恭生氏は、株式会社みどり会の出身者です。当社は同社との間で、人材派遣、年会費の支払、機関紙の購読等の取引を行っておりますが、その取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略いたします。</p>	<p>企業経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、当社経営に対する有益な指導・提言をいただくため、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性が保たれていると判断していることから、独立役員に指定しております。</p>
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社内取締役

補足説明

当社は、役員の指名及び報酬に関して、その客観性と透明性を確保するために、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担う「指名・報酬委員会」を設置しております。

なお、同委員会は、取締役会決議により選定された委員により構成されており、上記表中の「その他」2名は社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会計監査に関する情報の提供・交換を行い、監査のあり方などについて定期的に議論するなど相互連携をはかることにより監査の実効性を高めているほか、内部監査部門である監査室から、適宜、内部監査や内部統制の状況に関する報告を受けるなど連携を強化しております。

また、監査室の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、当該使用人が内部監査業務と監査役会の事務局等を兼務することにより、監査役の活動を補佐しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森川 拓	弁護士													
渡沼 照夫	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森川 拓			弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に基づき、客観的・中立的・専門的立場から経営監視の機能及び役割を果たしていただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性が保たれていると判断していることから、独立役員に指定しております。
渡沼 照夫		(h)渡沼 照夫氏は、2016年6月まで有限責任あずさ監査法人に在籍しておりました。なお、当社は同監査法人と監査契約を締結しており、第156期に係る監査報酬は32百万円です。	公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見に基づき、客観的・中立的・専門的立場から経営監視の機能及び役割を果たしていただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性が保たれていると判断していることから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役をいい、その候補者を含む、以下同じ）に関する独立性判断基準は以下のとおりです。
 当社は、法令に定める社外役員の要件を満たすことを前提に、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該社外役員は独立性を有しているものと判断いたします。

- (1) 当社又は当社の子会社の業務執行者（注1、以下同じ）、又は、その就任前10年間に於いて当社又は当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合、業務執行者でない取締役を含む）であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- (5) 過去1年間に於いて、上記(2)～(4)のいずれかに掲げる者に該当していた者
- (6) 以下のいずれかに掲げる者（但し、重要な者に限る。注5、以下同じ）の近親者（注6、以下同じ）
 - ・上記(2)～(5)のいずれかに掲げる者
 - ・当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合、業務執行者でない取締役を含む）
 - ・過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合、業務執行者でない取締役を含む）であった者
- (7) 当社の取締役、執行役員、その他の重要な使用人である者の近親者

- (注1)「業務執行者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人
- (注2)「当社を主要な取引先とする者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・当社又は当社の子会社に対して商品又はサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当該取引先の当社及び当社の子会社への取引額が、当該取引先の連結総売上高の2%以上となる者
- (注3)「当社の主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ・当社が商品又はサービスを提供している取引先であって、直前事業年度における当社の当該取引先への取引額が、当社の連結総売上高の2%以上となる者
 - ・当社が借入れをしている金融機関であって、直前事業年度末における当社の当該金融機関からの総借入残高が、当社の連結総資産の2%以上となる者
- (注4)「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直前事業年度において1,000万円以上のものをいう。
- (注5)「重要な者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人、監査法人等に所属する公認会計士、法律事務所等に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者
- (注6)「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

複数年を対象とした評価に基づく昇任及び業績等を勘案した役員賞与の支給をもって、インセンティブとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬等の総額 取締役8名 148百万円(2020年3月期)
 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
 取締役の報酬は、中長期的な企業業績と企業価値の向上に資するものであること、役職及び職責に応じたものであることを基本的な考え方としており、月額の基本報酬と賞与で構成しております。個別の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額を限度として、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督や監視を的確かつ有効に実行できるよう、必要に応じて経営に関する資料の提供や説明を行う体制をとるなど、その独立した活動を支援しております。

また、内部監査部門である監査室の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、当該使用人が内部監査業務と監査役会の事務局等を兼務することにより、監査役の活動を補佐しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

現在、代表取締役社長等を退任して、相談役・顧問等に就任している者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「世界の人々の心豊かな空間環境づくりに貢献する。」ことが使命であるとの考えのもと、株主様、お客様、並びに従業員等における企業価値を継続的に高めることを目的とし、経営のスピード向上及び監査・統制機能の強化を両立する経営組織体制を構築することと位置付けており、会社の機関として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。なお、役員指名及び報酬に関して、その客観性と透明性を確保するために、取締役会の諮問機関として、独立社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、現在6名(代表取締役・専務取締役・社外取締役2名・社外監査役2名)で構成されております。

取締役会は、現在7名(うち社外取締役2名)の取締役で構成され、月1回以上開催しております。取締役会では、経営及び業務執行に関する重要事項の意思決定を行うとともに、各取締役が業務執行の状況及び取締役会で必要と認められた事項を報告すること等を通じて、業務執行の状況を監督しております。

また、迅速かつ適正なる経営判断を行い、グループ経営全体の最適化を目指すべく経営会議・執行役員会を開催しております。経営会議は、取締役(社外取締役を除く)によって構成されており、原則月2回開催しております。経営会議では、株主総会、取締役会に付議する経営の基本重要事項や重要な経営政策全般にわたる事前協議を行っております。執行役員会は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員によって構成されており、原則月1回開催しております。執行役員会では、執行役員に対する経営方針の周知徹底と業務執行に関する報告及びそれに対する助言・勧告を行っております。

監査役会は、現在4名(うち社外監査役2名)の監査役で構成され、原則月1回開催しております。監査役会では、会社の健全で持続的な経営に資するため、客観的かつ独立した立場で取締役の職務執行を監査しており、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査、その他監査役の職務執行に関する事項について決議しております。監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、その他重要な会議に適宜出席しているほか、自らの職務の執行状況や会計監査人の調査事項等について監査役会に報告しております。

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。

【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

- ・取締役候補者は、当社事業に関する豊富な経験と幅広い知見、業務執行者としての業務実績等を総合的に勘案し、全社的な見地から経営全般に関与することが望ましいと考えられる者を選任いたします。
 - ・監査役候補者は、当社事業に関する豊富な経験や幅広い知見とともに、高い倫理観を有するなど、取締役の業務執行に対する監査を的確に遂行することができる者と考えられる者を選任いたします。
 - ・社外役員候補者は、当社の独立性基準を満たし、かつ、豊富な経験や専門的な知識を有する者を選任いたします。
- 上記方針に基づき、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、候補者を取締役会で決定いたします。(但し、監査役については監査役会の同意を得るものといたします。)

取締役が職務上の義務に違反し、または職務を怠るなど当社の取締役としてふさわしくないと認められる場合は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会でその処遇を決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)記載の体制により、経営上の意思決定と業務執行が適正に行われ、かつ客観的・中立的立場からの経営監視が十分に機能していると考えていることから、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第156回定時株主総会の招集通知は、2020年6月4日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第156回定時株主総会は、2020年6月24日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳を作成し、東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知及びその添付書類を発送日前に東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「東リグループディスクロージャー・ポリシー」を制定し、適時・適切な情報開示に努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2020年2月に日本証券アナリスト協会主催の個人投資家向けIRセミナーに参加しました。今後も定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、原則として、1回以上開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: https://www.toli.co.jp 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、TOLI REPORT、環境報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東リグループCSR基本方針」において、ステークホルダーとのよりよい信頼関係の構築を目指す旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	東リ エコスピリットを策定し、環境保全活動に対する基本方針を定め、環境報告書において、環境保全活動の進捗・結果を公開しております。 「東リグループCSR基本方針」を制定し、東リグループのCSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主及び投資家を含むあらゆるステークホルダーの東リグループに対する理解を深め、その適正な評価に資することを目的として「東リグループディスクロージャー管理規程」を制定し、東リグループに関する情報の公正かつ適時・適切な情報開示に関する手続きを定め、実行しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及びその子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、ステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努め、役職員の職務執行が法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、高い倫理観に支えられていることを確保する。
 - 2) 当社グループは、「東リグループ経営理念」「東リグループ行動憲章」「東リグループ行動規範」を役職員に周知し、徹底する。
 - 3) 当社グループは、「東リグループホットライン(内部通報窓口)」を設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。
 - 4) 当社グループは、取締役が自己の担当領域について、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を有する。
2. 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、社内規程等に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループは、「リスク管理基本方針」及び「リスク管理行動指針」に基づき、リスクマネジメントのために必要な体制を整備する。
 - 2) 当社グループは、業務に係る種々のリスクについて、各担当部門において規程の制定を行うなど、適切に管理する。
 - 3) 当社グループは、大規模な事故・災害・不祥事が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する規程・組織を整備するなど、体制の構築・運営に努める。
 - 4) 当社は、子会社毎に担当役員、担当部門を定め、子会社の管理責任を明確にする。
4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、会議体と部署及び役職の権限を明確にし、適正かつ効率的な意思決定と職務執行を確保する。
 - 2) 当社グループは、組織構造について、随時見直しを図り、より一層の効率化を推進する。
 - 3) 当社グループは、複数事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、連結ベースでの目標値を設定する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、「東リグループ関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を監督する。
 - 2) 当社は、当社グループの監査を適正に行うことを目的として、グループ監査役会を設置・運営する。
 - 3) 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を整備する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、必要な知識・能力を備えた補助使用人を適切な員数確保する。
7. 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 当社は、補助使用人の独立性を確保するため、その人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役の同意を得る。
 - 2) 補助使用人に対する指揮命令権は、監査役に帰属する。
8. 監査役への報告に関する体制
当社グループの役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重要事項を、適時、適切な方法により監査役に報告する。
9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。
10. 監査役は職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 当社は、監査役は職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - 2) 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 内部監査部門は、その監査活動の状況と結果を監査役に遅滞なく報告するなど、監査役との連携を強化する。
 - 2) 当社は、効果的な監査業務の遂行を目的として、定期的に代表取締役等と監査役との意見交換会を開催する。
12. 当社グループの反社会的勢力を排除するための体制
 - 1) 当社グループは、反社会的勢力に毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。
 - 2) 当社グループは、警察当局、顧問弁護士等と緊密な連携を図りながら、事案に応じた適切な対応を実施する。
13. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の「内部統制システム構築のための基本方針」第12項に記載しております。(再掲)

当社グループの反社会的勢力を排除するための体制

- 1) 当社グループは、反社会的勢力に毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。
- 2) 当社グループは、警察当局、顧問弁護士等と緊密な連携を図りながら、事案に応じた適切な対応を実施する。

その他

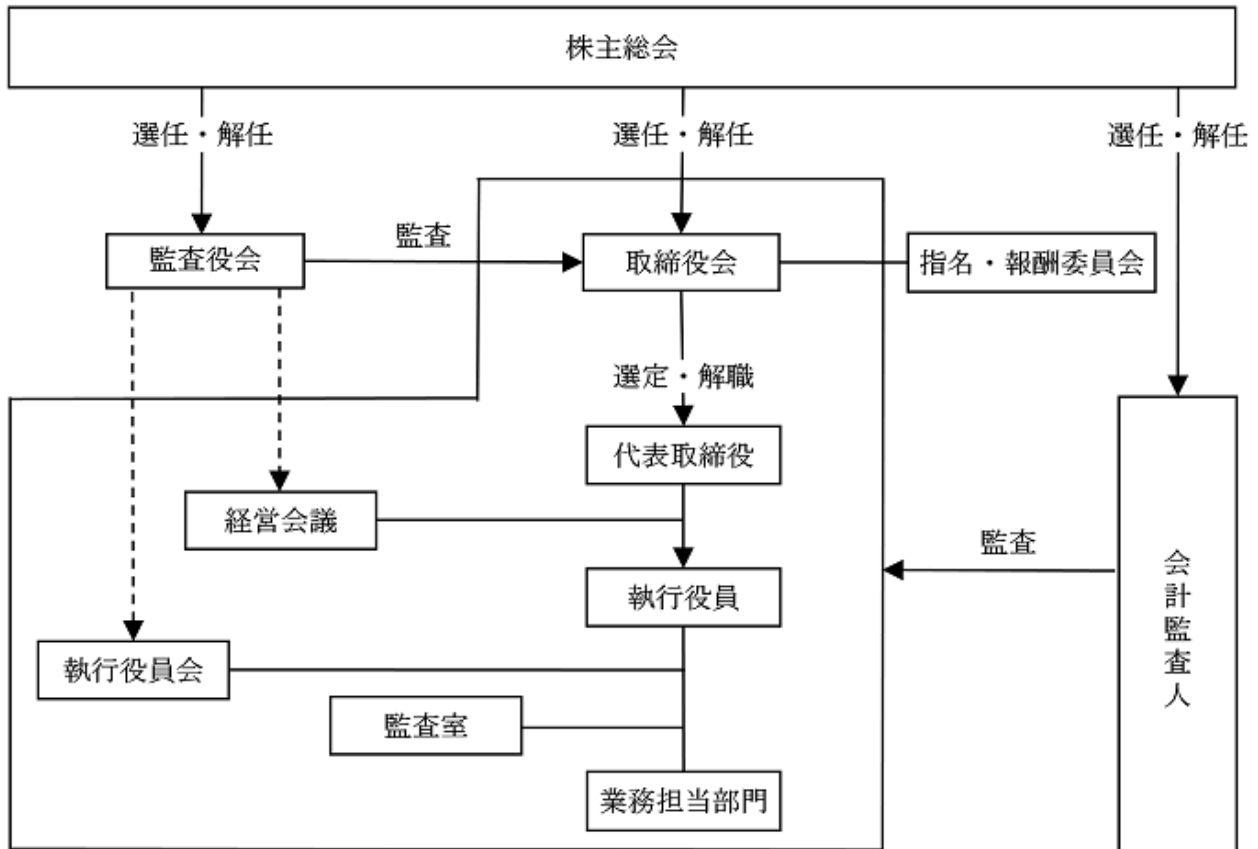
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

